

●香川県告示第325号

家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号）第7条第1項の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

令和4年11月22日

香川県知事 池 田 豊 人

区 域	期 間
別図のとおり（別図は省略し、その図面を香川県農政水産部畜産課及び香川県西部家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。）	当分の間